

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第4回千葉県最低賃金専門部会  
議事録

令和4年8月5日  
12:55 ~ 14:15  
千葉労働局1階会議室

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第4回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和4年8月5日(金) 12:55 ~ 14:15

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、黒岩委員、池田委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

部会長

ただ今から、第4回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することといたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

賃金指導官

本日は、公労使全ての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

部会長

審議に入ります。

本日は資料の配付はありませんが、これまでの配付資料や事務局の説明に関して何か質問はございますか。

一同「ありません」の声

部会長

別室にて協議をしていただくにあたり、先ずこの場で御発言されたいことがありましたらお願いいたします。

一同「ありません」の声

部会長

それでは、別室にて協議をお願いいたします。

事務局は別室に案内してください。

部会長

再開いたします。

双方の主張の要旨について、若干説明させていただきます。

本日が4回目の審議となります。

労働者側は、昨日まで34円を主張されました。本日の審議、協議においては、回復基調の経済をより順調にするための賃上げが必要である。春闘の流れを波及させたい。消費者物価の値上がり、労働者の生活にも配慮していただきたい。ワーキングプアの現状、Aランク内の賃金格差から34円だけれども、結審に向けて目安額31円プラス1円までは歩み寄りたいとのことでした。一方で、もし全会一致で決着いただくのであれば、目安どおりでも歩み寄りたいというお話をいただきました。

使用者側については、コロナ禍が終息しないうちにウクライナ紛争に伴う物価上昇が起きた中で、やはり目安31円の賃上げというのは、特に中小零細企業に説明が付かない。合理的な賃上げの説明が出来るのは、やはり3%の29円までである。労働者の経済弱者もさることながら、中小零細企業の経営者の中には、経営者の経済弱者も県内の地域によっては居るとのことです。目安額との2円の差を埋めることが出来ませんでした。

今後の日程に予備日は取ってはありますけれども、これ以上の歩み寄り

無理ということを我々3人は認識いたしまして、ここで公益委員案を出して賛否を問いたいと思っております。公益委員案ですが、春闘の妥結状況による賃金引上水準は反転していること。必需品的な支出項目に係る消費者物価指数が上昇していること。法人企業統計における企業利益は、コロナ禍の影響により価格転嫁出来ないことや原材料費等の高騰が影響はあるものの、改善傾向がみられる。県内経済においても、一部に弱さが残るものの、緩やかに回復しつつあるという主張もあります。一方で、中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰によって、賃上げ原資を欠く企業も少なくない中、引上げ能力の水準には一定の限界があることなどから、中央最低賃金審議会が提示した目安額を踏まえ、これらの状況を総合的に勘案すると、公益委員としては、千葉県最低賃金を31円引き上げることが適当であると考えております。また、発効日等についても、これまでと同様とすることが適当と考えます。

まとめますと、時間額984円、現在の953円プラス31円。算入しない賃金は、現行どおり、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。発効日、令和4年10月1日。以上、御提案申し上げます。

この公益委員案は、これまでの審議を踏まえ、判断させていただいたものです。できましたら、御賛同いただきますようお願いいたします。

それでは採決いたします。

公益委員案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

<労働者側委員3人と部会長を除く公益委員2人が挙手>

部会長

賛成5人。

反対の方、挙手をお願いいたします。

<使用者側委員3人が挙手>

部会長

反対3人。

部会長

公益委員案に賛成5人、反対3人ですので、過半数の委員の御賛同をいただきました。よって、当専門部会の結論を本案のとおりとし、この後に開催される第429回千葉県最低賃金審議会に報告することといたします。

これから報告書案を作成してお配りしますので、しばらくお待ちください。

部会長

それでは、事務局から報告書案の朗読をお願いします。

賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

部会長

専門部会報告書案を朗読していただきましたが、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

< 発言なし >

部会長

御意見がないようですので、報告書案のとおり、この後の本審に報告いたします。

専門部会の委員の皆様におかれましては、今週、本専門部会にて、精力的に、また、真摯に御審議いただきありがとうございました。部会長、部会長代理の力がなく、全会一致にはできませんでしたが、御協力に感謝いたします。

以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。